

「工事費内訳書作成に関する注意事項」

事後審査型一般競争入札用

- 1 工事費内訳書は、入札（見積）書に記載する見積金額の内訳であり、適切な原価計算に基づき積算した結果を記載するものとする。
- 2 工事費内訳書の工事価格（入札書の見積金額）は、入札（見積）書の見積金額と一致していること。
- 3 当該工事の閲覧用図書の資料として工事費内訳書（入札用 Excel ファイル）が添付されているので、これを利用して単価、金額欄を記入したものを提出すること。なお、見積価格は、消費税相当額を含まない額とすること。
- 4 作成した工事費内訳書は、添付された提出用ファイル作成ツールを用いて csv に変換したデータを提出すること。作成ツールの使用法は、いばらき電子入札共同利用 HP (<http://ppi.cals-ibaraki.lg.jp>) 内の使用説明書 (PDF) を参照すること。変換した csv ファイルについて、使用説明書 (PDF) を参考に Excel ファイルに復元できるか確認すること。
- 5 添付の工事費内訳書は、自動計算される数式の入った項目があるため、これを利用してもよいが、必ず確認を行うこと。また、「工事価格（入札書の見積金額）」を自動計算数値以外の額にする場合は、直接入力すること。
- 6 工事費内訳書を紙入札にて提出する場合、作成日・工事名称・商号及び代表者名（印）（JV の場合は、企業体名及び代表者の商号・代表者名（印））を記した表紙を別葉とすることができる。ただし、閲覧用の図書の工事概要書（写しを含む。）あるいは、見積書を表紙として使用してはならない。
なお、電子入札に添付する工事費内訳書については押印を省略できる。
- 7 紙入札での工事費内訳書は、添付されている工事費内訳書（入札用 Excel ファイル）に準じ、工種・種別・細別・規格（工事費内訳書が、種目別内訳書、科目別内訳書に区分されている場合は、名称、品質・規格）、数量及び単価並びに入札額の根拠とした金額を明記すること。提出用紙は A 4 版（縦使い又は、横使いいずれでも可）とし、複数枚になってもよい。
- 8 工事費内訳書は、積算の内訳を明らかにするものであることから端数処理の場合を除いて、「値引き」や「割引」など理由のない減額項目を記載しないこと。また、端数処理を行う場合は、10,000 円以上の切り捨てをしないこと。
- 9 工事費内訳書の主要項目に記入漏れや計算間違い等の重大な誤りがあった場合には、「入札の無効」に該当するので注意すること。
- 10 工事費内訳書の作成等についての問い合わせは下記のとおりとする。
水戸市 上下水道局水道部 水道総務課 契約管理係
TEL 029-231-4115 （内線 3831, 3832）
FAX 029-231-8396